

(案)

手話施策推進計画・手話施策推進方針

平成30年 月時点
宍粟市

1. 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第3次宍粟市障害者福祉計画及び第5期障害福祉計画、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例第7条第1項に基づき、手話施策の計画的な実施について定めるものです。

(2) 計画期間

平成30年度から平成35年度まで

2. 計画の理念

市民一人ひとりが手話を「言語」として認識し、手話やろう者への理解を深めることで、ろう者と聞こえる人がお互いの人格と個性を尊重し、共に安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

3. 課題・方向性

障害福祉計画等の課題、ろうあ協会への意見聴取により宍粟市の取り組むべき課題、将来像を設定します。

4. 実施目標及び数値目標

3の将来像より具体的な推進目標を設定し、中長期的な取り組みやスケジュールについて明記します。(ロードマップ)また、主要な項目について、中長期的な数値目標を設定し評価を行います。

5. 宍粟市手話施策推進方針

見直し後の手話施策推進方針を明記します。

6. 評価の方法

中長期的な評価の方法及び単年度ごとに事業評価の方法などについて明記します。